

農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン

改定 平成 23 年 8 月 4 日

改定 平成 23 年 6 月 30 日

改定 平成 23 年 3 月 31 日

平成 22 年 4 月

農林水産省生産局

趣旨

- 1 食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）においては、農業者は、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展など、食料・農業・農村に関する施策についての基本理念の実現に向けて主体的に取り組むよう努めるものとされている。また、食品安全に関しては、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）において、食品の安全性の確保についての基本理念にのっとり、食品関連事業者は必要な措置を適切に講ずる責務を有することが明記されており、さらに、食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日 閣議決定）においても、「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、国産農林水産物の安全性を向上させることとされている。環境保全に関しては、水質、大気、土壌及び生物多様性の保全、地球温暖化の防止、有機性資源の循環促進等を目的とした環境保全型農業の推進が重要であり、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）において、事業者には環境の保全についての基本理念にのっとり事業活動を行う責務を有することが定められている。さらに、労働安全に関しては、農作業を安全に行い、農作業事故を防止することは基本的かつ重要な事項であり、農業者及び関連事業者は農作業安全対策の一層の徹底が求められている。これらの基本理念は、我が国が推進すべき農業及び関連産業のあり方を定めたものであり、国も関連する施策を策定し、実施する責務を有している。
- 2 上記の基本理念の実現のためには、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価による持続的な改善活動である農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）の取組を奨励することが有効である。これを我が国の多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

3 国際的には、国連食糧農業機関（FAO）が、GAP は農業生産の環境的、経済的、社会的な持続性に向けた取組であり、結果として安全で品質の良い食用及び非食用の農産物をもたらす取組であるとしており、各国等で様々な取組が行われている。

我が国では、これまで、農業者・産地、農業者団体、地方公共団体及び民間団体等の様々な関係者により農業生産工程管理（GAP）の導入・普及に向けた取組が行われ、農林水産省も、その「手法」について定義を示し、導入・普及に向けた取組を支援してきた。具体的には、手法自体が関係者の多くにとって新しい概念でもあったことから、基礎的な事項について全国的に汎用性の高い「GAP 手法（基礎的 GAP 手法）のモデル」及び「GAP 手法導入・推進の基本マニュアル」を作成し、その活用を推進してきたところである。このような状況の下、その取組は着実に拡大しており、農林水産省の調査では、平成 21 年 3 月末現在で約 1,600 産地（調査対象産地の約 35%）において実施されている。

4 その一方で、様々な主体が、実情に合わせ、それぞれ独自に「農業生産工程管理（GAP）」あるいは「適正農業規範（GAP）」などの呼称でその導入を推進してきたことから、現状ではその取組内容が多岐にわたるものとなっている。このため、農業者・産地は取引先により異なる内容の実践を求められる場合もあるなど、農業者・産地の混乱と負担が懸念される状況となっており、取組内容の共通基盤を整理することが課題となっている。

5 他方、農業生産工程管理（GAP）の推進に当たっては、科学的知見に基づき農産物の安全性の向上のために有効な取組を生産者が確実に実施できるようにする観点、環境保全、労働安全のように幅広い分野を対象として取り組む観点、消費者や実需者のニーズに応える観点から、取組内容の高度化が課題となっている。

6 こうした状況を踏まえ、食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度等を俯瞰して、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組を明確化するため、高度な取組内容を含む先進的な農業生産工程管理（GAP）の共通基盤として本ガイドラインを提示することとした。

本ガイドラインについては、先進的な農業生産工程管理（GAP）を導入・実践する際の目安として、各実施主体への周知を図り、その活用を期待するものである。

ガイドラインの活用の際の留意事項

1 本ガイドラインは、法令、国の指針、国際機関が定める基準及び科学的知見等を基本として作成したものである。今後、関連する法令等の制定、改正等があった際には、必要に応じてその都度、本ガイドラインの見直しを行うものとする。特に、農林水産

省においては、食品安全に関して優先的にリスク管理を行うべき危害要因を選定し、科学的知見に基づき、必要に応じその危害要因ごとにリスクを低減するための指針策定に取り組んでおり、これを工程管理の中に組み込むことが重要である。

- 2 各実施主体は、本ガイドラインの内容を確保しつつ、新たな内容やより詳細な内容の付加、点検項目の工夫など、地域や実施主体の実情に応じてその内容を発展させることが可能である。また、産地において農業者団体と個々の農業者が役割を分担し、連携・協力して取り組む方法も可能である。
- 3 さらに、食品安全に係る問題発生の未然防止や、問題発生時の迅速な対応のために必要な取組について、生産者、消費者、食品事業者など関係者間の情報・意見の交換を進める上でも、本ガイドラインの内容に則した農業生産工程管理（GAP）の取組が有効となる。
- 4 各実施主体においては、研修会や勉強会等を通じて、農産物の安全確保に向けた取組や農薬・肥料など資材の適正使用に関する知識の習得、作物の生産に伴う環境影響と適切な対処に必要な知識の習得、安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識や技術の習得、その他本ガイドラインの内容に関連し必要な事項の習得を図ることが望まれる。

なお、本ガイドラインの内容に則した取組を進めるに当たっては、国、地方公共団体等が実施する取組とも連携することが有効である。

ガイドラインにおける取組事項

農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインにおける作物の分類及び作物毎の取組事項の内容は別添のとおりとする。

ガイドラインにおける作物の分類について

本ガイドラインは農作物及びきのこのうち栽培するものを対象とし、以下の ~ に分類して取組事項を整理している。

野菜

米（飼料用のものを除く。）

麦（飼料用のものを除く。）

果樹

茶

飼料作物

その他の作物（食用）（上記 ~ 以外の作物のうち食用（食品の原材料となるものを含む）を対象とする。但し、生で食べる可能性がある品目は野菜の取組事項を適用する。）

その他の作物（非食用）（上記 ~ 以外の作物のうち非食用のものを対象とする。）

きのこ（原木栽培、菌床栽培及び堆肥栽培を行うものを対象とする。但し、生で食べる可能性がある品目（マッシュルーム等）は野菜の取組事項を併用する。）

上記の から については、各分類に含まれる品目が共通して使用できるものとして作成しているため、品目特有の取組事項が必要になる場合がある。

ガイドラインにおける取組事項(野菜)

<平成23年6月30日版>

1 食品安全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
ほ場環境の 確認と衛生 管理	1	ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止(注1)	・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知) ・「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」(平成23年6月24日付け23消安第1813号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知) ・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択)
	2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)	・農薬取締法(昭和23年法律第82号)
	3	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	・「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」(平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)
	4	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法令上の義務)	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
水の使用	5	農薬散布時における周辺作物への影響の回避(法令上の義務)	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」(平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)
	6	使用する水の水源(水道、井戸水、開放水路、ため池等)の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施(特に、野菜の洗浄水など、収穫期近くや収穫後に可食部に直接かかる水に注意)(注1)	・「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」 ・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択)
肥料・培養 液の使用	7	堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、数日間、高温で発酵した堆肥を使用(注1)	・「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」
	8	養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施(注1)	・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択)

作業者等の衛生管理	9	作業者の衛生管理の実施(注1)	・「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」
	10	ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施(注1)	同上
機械・施設・容器等の衛生管理	11	トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄(注1)	・「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」 ・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択)
	12	栽培施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施(注1)	・「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」
	13	調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施(注1)	・「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」 ・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択)
	14	安全で清潔な包装容器の使用(注1)	同上
収穫以降の農産物の管理	15	貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施(注1)	・「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」
	16	収穫・調製・選別時の汚染や異物混入を防止する対策の実施(注1)	・「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」 ・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択)

2 環境保全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
農薬による 環境負荷の 低減対策	17	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
	18	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) ・「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針について」(平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知)
	19	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	同上
	20	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	同上
	21	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「住宅地等における農薬使用について」(平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知)
	22	被覆を要する農薬(土壌くん蒸剤等)を使用する場合は、揮散を防止する対策の実施	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
肥料による 環境負荷の 低減対策	23	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	24	堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用	・家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針(平成19年3月30日付け農林水産省公表) ・平成23年農業技術の基本指針(平成23年2月25日付け農林水産省公表)
土壌の管理	25	堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	26	土壌の侵食を軽減する対策の実施(注2)	同上

廃棄物の適正な処理・利用	27	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施(法令上の義務)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	28	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避(法令上の義務)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号) ・悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
	29	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
エネルギーの節減対策	30	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	同上
特定外来生物の適正利用	31	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施(法令上の義務)	・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号) ・環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件(平成17年環境省告示第42号)
生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	32	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施	・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号) ・「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」(平成20年農林水産省告示第254号)

3 労働安全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
危険作業等の把握	33	農業生産活動における危険な作業等の把握	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
農作業従事者の制限	34	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	同上
服装及び保護具の着用等	35	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	同上
作業環境への対応	36	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	同上
機械等の導入・点検・整備・管理	37	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) ・「農作業安全対策の推進について」(平成19年1月30日付け18生産第6674号農林水産省生産局長通知)
機械等の利用	38	機械、装置、器具等の適正な使用	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) ・「個別農業機械別留意事項」(平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局生産資材課長通知)
農薬・燃料等の管理	39	農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)(注3)	・毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号) ・消防法(昭和23年法律第186号) ・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
事故後の備え	40	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)(注4)	・労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号) ・出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号) ・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号) ・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)

4 農業生産工程管理の全般に係る取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	41	農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	・「農業の現場における知的財産取扱指針」(平成19年8月15日付け農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成)
	42	登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務)	・種苗法(平成10年法律第83号) ・種苗法施行規則(平成10年農林水産省令第83号)
情報の記録・保管	43	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	
	44	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	45	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	46	種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	47	野菜の出荷に関する記録の保存(注5)	・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」(平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
生産工程管理の実施	48	以下の手順による生産工程管理の実施 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存(注6) 自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	・平成23年農業技術の基本指針(平成23年2月25日付け農林水産省公表)

記録の保存期間	49 上記の項目に関する記録について、以下の期間保存(注7) 野菜の出荷に関する記録については1～3年間(保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定) 野菜の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	左記の に関する法令等 ・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」(平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
---------	--	--

(注1)当該取組事項については病原微生物対策が含まれている。農産物の用途が加熱を伴う加工用に限定される場合には、生で食べられる場合と比較し、農産物に付着した病原微生物による食中毒発生の可能性は低い。耐熱性の毒素を作る又は加熱しても生き残る病原微生物も存在するため、汚染低減対策に取り組むことが望ましい。

(注2)土壌侵食を軽減する対策は、降雨や強風によって土壌が侵食を受け作土層が失われていくおそれがある場合に必要となる取組。

(注3)毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示については法令上の義務。

(注4)労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定める要件を満たす事業については労災保険への加入手続は、使用者の義務とされている。

なお、自営農業者であっても、特別加入することによって災害補償を受けることができることとなっている。

また、技能実習生を受け入れる場合には、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)等に基づき労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じることが実習実施機関等に義務づけられている。

(注5)農協等への販売の委託を行う場合、農業者は農協等に対して、記録の作成・保存を依頼等して差し支えない。

(注6)産地の農業者団体等が取組の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合はその結果も含む。

(注7)農業生産工程管理(GAP)を実践する観点からの記録の保存期間。

ガイドラインにおける取組事項(米)

<平成23年8月4日版>

1 食品安全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
ほ場環境の 確認と衛生 管理	1	ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止	・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
農薬の使用	2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)	・農薬取締法(昭和23年法律第82号)
	3	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	・「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」(平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)
	4	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法令上の義務)	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
	5	農薬散布時における周辺作物への影響の回避(法令上の義務)	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」(平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)
カドミウム濃 度の低減対 策	6	過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認	・「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針の策定について」(平成23年8月4日付け23消安第981号23生産第3215号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知) ・「水稻のカドミウム吸収抑制のための対策技術マニュアル」(平成17年3月農林水産省・農業環境技術研究所作成)
収穫以降の 農産物の管 理	7	米穀の清潔で衛生的な取扱い(法令上の義務)	・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知) ・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
	8	収穫・乾燥調製時の異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施	・「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知) ・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)

2 環境保全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
農薬による 環境負荷の 低減対策	9	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
	10	水田からの農薬流出を防止する対策の実施	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」(平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)
	11	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) ・「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針について」(平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知)
	12	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	同上
	13	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	同上
	14	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「住宅地等における農薬使用について」(平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知)
肥料による 環境負荷の 低減対策	15	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	16	堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用	・家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針(平成19年3月30日付け農林水産省公表) ・平成23年農業技術の基本指針(平成23年2月25日付け農林水産省公表)
	17	水田代かき後の濁水流出の防止対策の実施	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)

土壌の管理	18	堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	同上
	19	土壌の侵食を軽減する対策の実施(注1)	同上
廃棄物の適正な処理・利用	20	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理(法令上の義務)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	21	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避(法令上の義務)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号) ・悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
	22	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
エネルギーの節減対策	23	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	同上
生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	24	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施	・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号) ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」(平成20年2月21日農林水産省告示第254号)
3 労働安全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
危険作業等の把握	25	農業生産活動における危険な作業等の把握	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
農作業従事者の制限	26	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	同上
服装及び保護具の着用等	27	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	同上
作業環境への対応	28	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	同上

機械等の導入・点検・整備・管理	29	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) ・「農作業安全対策の推進について」(平成19年1月30日付け18生産第6674号農林水産省生産局長通知)
機械等の利用	30	機械、装置、器具等の適正な使用	<ul style="list-style-type: none"> ・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) ・「個別農業機械別留意事項」(平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局長通知)
農薬・燃料等の管理	31	農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号) ・消防法(昭和23年法律第186号) ・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
施設の管理・運営体制の整備	32	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化	「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知)
事故後の備え	33	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号) ・出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号) ・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号) ・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
4 農業生産工程管理の全般に係る取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	34	農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	・「農業の現場における知的財産取扱指針」(平成19年8月15日付け農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成)
	35	登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務)	<ul style="list-style-type: none"> ・種苗法(平成10年法律第83号) ・種苗法施行規則(平成10年農林水産省令第83号)
情報の記録・保管	36	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	
	37	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)

	38	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	39	種子・苗、肥料、農薬等の購入伝票等の保存	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) ・食品衛生法(昭和22年法律第233号)
	40	米穀等の取引等に関する内容の記録の作成・保存(法令上の義務を含む)(注4)	・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号) ・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」(平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
特定の米穀についての保管・処理	41	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管(法令上の義務)	・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号) ・米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令(平成21年農林水産省令第63号)
	42	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分(法令上の義務)	同上
生産工程管理の実施	43	以下の手順による生産工程管理の実施 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存(注5) 自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	・平成23年農業技術の基本指針(平成23年2月25日付け農林水産省公表)
記録の保存期間	44	上記の項目に関する記録について、以下の期間保存(注6) 米穀等の取引等に関する記録については原則3年間(法令上の義務を含む)(注7) 米穀等の取引等に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	左記の に関する法令等 ・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号) ・米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令(平成21年財務省令・農林水産省令第1号) ・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」(平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)

- (注1) 土壌侵食を軽減する対策は、降雨や強風によって土壌が侵食を受け作土層が失われていくおそれがある場合に必要となる取組。
- (注2) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示については法令上の義務。
- (注3) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定める要件を満たす事業については労災保険への加入手続は、使用者の義務とされている。
なお、自営農業者であっても、特別加入することによって災害補償を受けることができることとなっている。
また、技能実習生を受け入れる場合には、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)等に基づき労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じることが実習実施機関等に義務づけられている。
- (注4) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)第3条及び第5条に基づく記録の作成及び第6条に基づく記録の保存は、法令上の義務。
- (注5) 産地の農業者団体等が取組の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合はその結果も含む。
- (注6) 農業生産工程管理(GAP)を実践する観点からの記録の保存期間。
- (注7) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)第6条及び米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令(平成21年財務省令・農林水産省令第1号)第7条に基づく期間の記録の保存は法令上の義務。

ガイドラインにおける取組事項(麦)

<平成23年3月31日版>

1 食品安全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
ほ場環境の 確認と衛生 管理	1	ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止	・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
農薬の使用	2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)	・農薬取締法(昭和23年法律第82号)
	3	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	・「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」(平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)
	4	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法令上の義務)	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
	5	農薬散布時における周辺作物への影響の回避(法令上の義務)	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」(平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)
かび毒 (DON・NIV) 汚染の低減 対策	6	麦類のDON・NIV汚染低減対策の実施	・「麦類のデオキシニパレノール・ニパレノール汚染低減のための指針の策定・普及について」(平成20年12月17日付け20消安第891号・20生産第5731号消費・安全局長、生産局長通知)
収穫以降の 農産物の管 理	7	麦の清潔で衛生的な取扱い(法令上の義務)	・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知) ・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
	8	収穫・乾燥調製時の異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施	・「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知) ・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)

2 環境保全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
農薬による 環境負荷の 低減対策	9	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
	10	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) ・「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針について」(平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知)
	11	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	同上
	12	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	同上
	13	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「住宅地等における農薬使用について」(平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知)
肥料による 環境負荷の 低減対策	14	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	・地力増進基本指針(平成20年12月16日付け農林水産省公表) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	15	堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用	・家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針(平成19年3月30日付け農林水産省公表) ・平成23年農業技術の基本指針(平成23年2月25日付け農林水産省公表)
土壌の管理	16	堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	17	土壌の侵食を軽減する対策の実施(注1)	同上

廃棄物の適正な処理・利用	18	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施(法令上の義務)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	19	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避(法令上の義務)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号) ・悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
	20	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
エネルギーの節減対策	21	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	同上
生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	22	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施	・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号) ・「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」(平成20年2月21日農林水産省告示第254号)
3 労働安全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
危険作業等の把握	23	農業生産活動における危険な作業等の把握	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
農作業従事者の制限	24	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	同上
服装及び保護具の着用等	25	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	同上
作業環境への対応	26	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	同上
機械等の導入・点検・整備・管理	27	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) ・「農作業安全対策の推進について」(平成19年1月30日付け18生産第6674号農林水産省生産局長通知)

機械等の利用	28	機械、装置、器具等の適正な使用	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) ・「個別農業機械別留意事項」(平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局生産資材課長通知)
農薬・燃料等の管理	29	農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)(注2)	・毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号) ・消防法(昭和23年法律第186号) ・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
施設の管理・運営体制の整備	30	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化	・「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知)
事故後の備え	31	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)(注3)	・労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号) ・出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号) ・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号) ・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
4 農業生産工程管理の全般に係る取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	32	農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	・「農業の現場における知的財産取扱指針」(平成19年8月15日付け農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成)
	33	登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務)	・種苗法(平成10年法律第83号) ・種苗法施行規則(平成10年農林水産省令第83号)
情報の記録・保管	34	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	
	35	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	36	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)

	37	種子・苗、肥料、農薬等の購入伝票等の保存	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) ・食品衛生法(昭和22年法律第233号)
	38	麦の出荷に関する記録の保存(注4)	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」(平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
生産工程管理の実施	39	<p>以下の手順による生産工程管理の実施 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存(注5) 自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年農業技術の基本指針(平成23年2月25日付け農林水産省公表)
記録の保存期間	40	<p>上記の項目に関する記録について、以下の期間保存(注6) 麦の出荷に関する記録については1～3年間(保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定) 麦の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間</p>	<p>左記の に関する法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」(平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)

(注1) 土壌侵食を軽減する対策は、降雨や強風によって土壌が侵食を受け作土層が失われていくおそれがある場合に必要となる取組。

(注2) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示については、法令上の義務。

(注3) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定める要件を満たす事業については労災保険への加入手続は、使用者の義務とされている。

なお、自営農業者であっても、特別加入することによって災害補償を受けることができることとなっている。

また、技能実習生を受け入れる場合には、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)等に基づき労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じることが実習実施機関等に義務づけられている。

(注4) 農協等への販売の委託を行う場合、農業者は農協等に対して、記録の作成・保存を依頼等して差し支えない。

(注5) 産地の農業者団体等が取組の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合はその結果も含む。

(注6) 農業生産工程管理(GAP)を実践する観点からの記録の保存期間。

ガイドラインにおける取組事項(果樹)

<平成23年6月30日版>

1 食品安全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
ほ場環境の 確認と衛生 管理	1	ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止(注1)	・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択) ・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
農薬の使用	2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)	・農薬取締法(昭和23年法律第82号)
	3	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	・「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」(平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)
	4	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法令上の義務)	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
	5	農薬散布時における周辺作物への影響の回避(法令上の義務)	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」(平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知) ・「今後の果樹農業における農薬の飛散防止による影響防止対策について」(平成18年3月17日17生産第8263号農林水産省生産局果樹花き課長通知)
水の使用	6	使用する水の水源(水道、井戸水、開放水路、ため池等)の確認と、水源の汚染が分かた場合には用途に見合った改善策の実施(特に、収穫期近くや収穫後に可食部に直接かかる水に注意)(注1)	・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択)
肥料・培養液の使用	7	堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、数日間、高温で発酵した堆肥を使用(注1)	同上
	8	養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施(注1)	同上
作業者等の 衛生管理	9	作業者の衛生管理の実施(注1)	同上

	10	ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施(注1)	同上
機械・施設・ 容器等の衛 生管理	11	農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄(注1)	同上
	12	栽培施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施(注1)	同上
	13	調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施(注1)	同上
	14	安全で清潔な包装容器の使用(注1)	同上
りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減対策	15	りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減対策の実施	・「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」(平成15年12月5日付け15消安第3949号消費・安全局長通知)
収穫以降の 農産物の管 理	16	貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施(注1)	・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択)
	17	収穫・調製・選別時の汚染や異物混入を防止する対策の実施(注1)	同上
2 環境保全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
農薬による 環境負荷の 低減対策	18	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
	19	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) ・「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針について」(平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知)
	20	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	同上
	21	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	同上

	22	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「住宅地等における農薬使用について」(平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知)
	23	被覆を要する農薬(土壌くん蒸剤等)を使用する場合は、揮散を防止する対策の実施	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
肥料による環境負荷の低減対策	24	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	25	堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用	・家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針(平成19年3月30日付け農林水産省公表) ・平成23年農業技術の基本指針(平成23年2月25日付け農林水産省公表)
土壌の管理	26	堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	27	土壌の侵食を軽減する対策の実施(注2)	同上
廃棄物の適正な処理・利用	28	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施(法令上の義務)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	29	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避(法令上の義務)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号) ・悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
	30	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
エネルギーの節減対策	31	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	同上

特定外来生物の適正利用	32	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施(法令上の義務)	・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号) ・環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件(平成17年環境省告示第42号)
生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	33	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施	・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号) ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針(平成20年2月21日農林水産省告示第254号)
3 労働安全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
危険作業等の把握	34	農業生産活動における危険な作業等の把握	・「農業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
農作業従事者の制限	35	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	同上
服装及び保護具の着用等	36	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	同上
作業環境への対応	37	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	同上
機械等の導入・点検・整備・管理	38	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	・「農業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) ・「農業安全対策の推進について」(平成19年1月30日付け18生産第6674号農林水産省生産局長通知)
機械等の利用	39	機械、装置、器具等の適正な使用	・「農業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) ・「個別農業機械別留意事項」(平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局生産資材課長通知)
農薬・燃料等の管理	40	農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)(注3)	・毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号) ・消防法(昭和23年法律第186号) ・「農業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)

事故後の備え	41	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)(注4)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号) ・出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号) ・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号) ・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
4 農業生産工程管理の全般に係る取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	42	農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	・「農業の現場における知的財産取扱指針」(平成19年8月15日付け農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成)
	43	登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務)	<ul style="list-style-type: none"> ・種苗法(平成10年法律第83号) ・種苗法施行規則(平成10年農林水産省令第83号)
情報の記録・保管	44	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	
	45	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	46	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	47	苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	<ul style="list-style-type: none"> ・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	48	果実の出荷に関する記録の保存(注5)	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」(平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)

生産工程管理の実施	49	<p>以下の手順による生産工程管理の実施 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存(注6) 自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用</p>	<p>・平成23年農業技術の基本指針(平成23年2月25日付け農林水産省公表)</p>
記録の保存期間	50	<p>上記の項目に関する記録について、以下の期間保存(注7) 果実の出荷に関する記録については1～3年間(保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定) 果実の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間</p>	<p>左記の に関する法令等 ・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」(平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)</p>

(注1)当該取組事項については病原微生物対策が含まれている。農産物の用途が加熱を伴う加工用に限定される場合には、生で食べられる場合と比較し、農産物に付着した病原微生物による食中毒発生の可能性は低い。耐熱性の毒素を作る又は加熱しても生き残る病原微生物も存在するため、汚染低減対策に取り組むことが望ましい。

(注2)土壌侵食を軽減する対策は、降雨や強風によって土壌が侵食を受け作土層が失われていくおそれがある場合に必要となる取組。

(注3)毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示については法令上の義務。

(注4)労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定める要件を満たす事業については労災保険への加入手続は、使用者の義務とされている。

なお、自営農業者であっても、特別加入することによって災害補償を受けることができることとなっている。

また、技能実習生を受け入れる場合には、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)等に基づき労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じることが実習実施機関等に義務づけられている。

(注5)農協等への販売の委託を行う場合、農業者は農協等に対して、記録の作成・保存を依頼等して差し支えない。

(注6)産地の農業者団体等が取組の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合はその結果も含む。

(注7)農業生産工程管理(GAP)を実践する観点からの記録の保存期間。

ガイドラインにおける取組事項(茶)

<平成23年3月31日版>

1 食品安全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
ほ場環境の 確認と衛生 管理	1	ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止	・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
農薬の使用	2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)	・農薬取締法(昭和23年法律第82号)
	3	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	・「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」(平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)
	4	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法令上の義務)	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
	5	農薬散布時における周辺作物への影響の回避(法令上の義務)	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」(平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)
収穫以降の 農産物の管 理	6	作業者の衛生管理の実施	・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
	7	荒茶加工施設における衛生的な水の使用	同上
	8	手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	同上
	9	収穫・運搬・荒茶加工に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄	同上
	10	荒茶加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理	同上

	11	収穫・運搬・荒茶加工時の汚染や異物混入を防止する対策の実施	同上
2 環境保全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
農薬による 環境負荷の 低減対策	12	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
	13	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) ・「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針について」(平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知)
	14	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	同上
	15	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	同上
	16	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「住宅地等における農薬使用について」(平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知)
肥料による 環境負荷の 低減対策	17	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	・地力増進基本指針(平成20年12月16日付け農林水産省公表) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) ・「茶生産における適正施肥の推進について」(平成9年5月29日付け9-6農産園芸局畑作振興課長通知)
	18	堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用	・家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針(平成19年3月30日付け農林水産省公表) ・平成23年農業技術の基本指針(平成23年2月25日付け農林水産省公表)
土壌の管理	19	堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	・地力増進基本指針(平成20年12月16日付け農林水産省公表) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)

	20	土壌の侵食を軽減する対策の実施(注1)	同上
廃棄物の適正な処理・利用	21	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施(法令上の義務)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	22	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避(法令上の義務)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号) ・悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
	23	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
エネルギーの節減対策	24	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	同上
生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	25	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施	・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号) ・「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」(平成20年2月21日農林水産省告示第254号)
3 労働安全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
危険作業等の把握	26	農業生産活動における危険な作業等の把握	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
農作業従事者の制限	27	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限(法令上の義務を含む)	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57条) ・労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第308号) ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令33号)
服装及び保護具の着用等	28	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
作業環境への対応	29	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	同上

機械等の導入・点検・整備・管理	30	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) ・「農作業安全対策の推進について」(平成19年1月30日付け18生産第6674号農林水産省生産局長通知) ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57条) ・労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第308号) ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令33号)
機械等の利用	31	機械、装置、器具等の適正な使用	<ul style="list-style-type: none"> ・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) ・「個別農業機械別留意事項」(平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局生産資材課長通知)
農薬・燃料等の管理	32	農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号) ・消防法(昭和23年法律第186号) ・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
事故後の備え	33	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号) ・出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号) ・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号) ・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
4 農業生産工程管理の全般に係る取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	34	農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	・「農業の現場における知的財産取扱指針」(平成19年8月15日付け農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成)
	35	登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務)	<ul style="list-style-type: none"> ・種苗法(平成10年法律第83号) ・種苗法施行規則(平成10年農林水産省令第83号)
ボイラー使用時の登録・主任の設置	36	ボイラーの設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者の設置(法令上の義務を含む)	・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令33号)
情報の記録・保管	37	ほ場の位置、面積、茶工場等に係る記録を作成し、保存	

	38	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	39	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	40	苗、肥料、農薬等の購入伝票等の保存	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) ・食品衛生法(昭和22年法律第233号)
	41	ボイラーの定期自主検査の記録の保存(法令上の義務)	・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令33号)
	42	茶の出荷に関する記録の保存(注4)	・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」(平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
生産工程管理の実施	43	以下の手順による生産工程管理の実施 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存(注5) 自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	・平成23年農業技術の基本指針(平成23年2月25日付け農林水産省公表)
記録の保存期間	44	上記の項目に関する記録について、以下の期間保存(注6) 茶の出荷に関する記録については1～3年間(保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定) ボイラーの自主点検の記録については3年間 上記、に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	左記の に関する法令等 ・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」(平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知) ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令33号)

- (注1) 土壌侵食を軽減する対策は、降雨や強風によって土壌が侵食を受け作土層が失われていくおそれがある場合に必要となる取組。
- (注2) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示については、法令上の義務。
- (注3) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定める要件を満たす事業については労災保険への加入手続は、使用者の義務とされている。
なお、自営農業者であっても、特別加入することによって災害補償を受けることができることとなっている。
また、技能実習生を受け入れる場合には、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)等に基づき労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じることが実習実施機関等に義務づけられている。
- (注4) 農協等への販売の委託を行う場合、農業者は農協等に対して、記録の作成・保存を依頼等して差し支えない。
- (注5) 産地の農業者団体等が取組の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質、周辺の水源への汚染状況の検査等を行った場合はその結果も含む。
- (注6) 農業生産工程管理(GAP)を実践する観点からの記録の保存期間。

ガイドラインにおける取組事項(飼料作物)

<平成23年3月31日版>

1 食品・飼料安全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
ほ場環境の 確認と衛生 管理	1	ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止	
農薬の使用	2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)	・農薬取締法(昭和23年法律第82号)
	3	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	・「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」(平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)
	4	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法令上の義務)	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
	5	飼料用稲の場合、上記4番に加え、関連通知で定める農薬の種類、使用方法を守って農薬を使用	・「飼料として使用する籾米への農薬の使用について」(平成21年4月20日付け21消安第658号・21生畜第223号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生産局農業生産支援課長、畜産部畜産振興課長通知) ・「稲を適用農作物とする農薬を使用した飼料の取扱いについて」(平成21年1月29日付け20消安第10847号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知) ・「稲発酵粗飼料用稲に係る農薬使用について」(平成22年3月31日21生畜第2086号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知)
6	農薬散布時における周辺作物への影響の回避(法令上の義務)	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」(平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)	
草地等の 適正管理	7	飼料中のミネラルバランス、硝酸態窒素の過剰蓄積の防止に配慮した適正な施肥及び草種構成	・「草地管理指標」(平成19年8月農林水産省生産局公表)
	8	有毒植物の除去、隔離	・「草地管理指標」(平成18年5月農林水産省生産局公表)

飼料の調製	9	規格又は基準に合わない飼料添加物の使用禁止(法令上の義務)	・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号) ・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林水産省令第40号)
	10	好気的変敗による変質・かびの発生や異物混入等の防止のための飼料の適切な調製	・「草地管理指標」(平成13年3月農林水産省生産局公表) ・「草地管理指標」(平成15年3月農林水産省生産局公表) ・「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について」(平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知)
収穫・調製後の飼料の管理	11	飼料の汚染や異物混入の防止のための衛生的な保存(法令上の義務)	・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号) ・「草地管理指標」(平成13年3月農林水産省生産局公表) ・「草地管理指標」(平成15年3月農林水産省生産局公表) ・「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知) ・「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について」(平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知)
	12	飼料安全法等に違反する飼料の流通や飼料に起因する有害畜産物の生産等が確認された場合の適切な対応	・「飼料の安全性の確保に係る家畜事故等発生時等の措置指針の制定について」(平成15年8月22日付け15消安第991号農林水産省消費・安全局長通知)
2 環境保全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
農薬による環境負荷の低減対策	13	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
	14	飼料用稲について、水田からの農薬流出を防止する対策の実施	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」(平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)
	15	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) ・「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針について」(平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知)
	16	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	同上

	17	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	同上
	18	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「住宅地等における農薬使用について」(平成15年9月16日付け15農安第1714号農林水産省消費・安全局長通知)
肥料による環境負荷の低減対策	19	土壌診断の結果を踏まえた肥料・堆肥の適正な施用や、都道府県の施肥基準やAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	・地力増進基本指針(平成20年12月16日付け農林水産省公表) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) ・「草地管理指標」(平成19年8月農林水産省生産局公表)
	20	家畜ふん尿の施用に際し、堆肥化等の適正な処理の実施	・「草地管理指標」(平成19年8月農林水産省生産局公表)
	21	飼料用稲について、水田代かき後の濁水流出の防止対策の実施	・地力増進基本指針(平成20年12月16日付け農林水産省公表) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
土壌の管理	22	堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	同上
	23	土壌の侵食を軽減する対策の実施(注1)	・地力増進基本指針(平成20年12月16日付け農林水産省公表) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) ・「草地管理指標」(平成19年8月農林水産省生産局公表)
廃棄物の適正な処理・利用	24	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施(法令上の義務)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	25	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避(法令上の義務)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号) ・悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
	26	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)

エネルギーの節減対策	27	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	同上
生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	28	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施	・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号) ・「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」(平成20年2月21日農林水産省告示第254号)
3 労働安全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
危険作業等の把握	29	農業生産活動における危険な作業等の把握	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
農作業従事者の制限	30	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	同上
服装及び保護具の着用等	31	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	同上
作業環境への対応	32	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) ・「サイロにおける飼料調製作業及び救護活動等にかかる安全確保について」(平成21年9月30日付け21生畜第1181号生産局畜産部畜産振興課長通知) ・「草地管理指標」(平成13年3月農林水産省生産局公表) ・「草地管理指標」(平成15年3月農林水産省生産局公表)
機械等の導入・点検・整備・管理	33	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) ・「農作業安全対策の推進について」(平成19年1月30日付け18生産第6674号農林水産省生産局長通知)
機械等の利用	34	機械、装置、器具等の適正な使用	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) ・「個別農業機械別留意事項」(平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局生産資材課長通知)
農薬・燃料等の管理	35	農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)(注2)	・毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号) ・消防法(昭和23年法律第186号) ・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
施設の管理・運営体制の整備	36	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化	・「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知)

事故後の備え	37	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号) ・出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号) ・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号) ・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
4 農業生産工程管理の全般に係る取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	38	農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	・「農業の現場における知的財産取扱指針」(平成19年8月15日付け農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成)
	39	登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務)	<ul style="list-style-type: none"> ・種苗法(平成10年法律第83号) ・種苗法施行規則(平成10年農林水産省令第83号)
飼料製造業者等の届け出	40	飼料の販売及び販売を目的として製造する場合の事前の届け出(法令上の義務)	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)
飼料製造管理者の設置	41	製造の方法の基準が定められた飼料を販売を目的として製造する場合の飼料製造管理者の設置(法令上の義務)	同上
情報の記録・保管	42	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	
	43	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	44	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	45	肥料、農薬等の購入伝票等の保存	同上
	46	飼料の製造に関する記録、保存(法令上の義務)	・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)

	47	飼料の出荷に関する記録の保存(法令上の義務)	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号) 飼料用米の場合に係る法令 ・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)
特定の米穀についての保管・処理	48	飼料用米を生産する場合、用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管(法令上の義務)	<ul style="list-style-type: none"> ・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号) ・米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令(平成21年農林水産省令第63号)
	49	飼料用米を生産する場合、用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分(法令上の義務)	同上
生産工程管理の実施	50	<p>以下の手順による生産工程管理の実施 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存(注4) 自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用</p>	
記録の保存期間	51	<p>上記の項目に関する記録について、以下の期間保存(注5) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条に係る帳簿については8年間(法令上の義務) 米穀等の取引等に関する記録については原則3年間(法令上の義務を含む)(注6) 以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> 左記の に関する法令等 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号) ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則(昭和51年7月24日農林省令第36号) 左記の に係る法令等 ・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号) ・米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令(平成21年財務省令・農林水産省令第1号)

(注1) 土壌侵食を軽減する対策は、降雨や強風によって土壌が侵食を受け作土層が失われていくおそれがある場合に必要となる取組。

(注2) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示については、法令上の義務。

(注3) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定める要件を満たす事業については労災保険への加入手続は、使用者の義務とされている。

なお、自営農業者であっても、特別加入することによって災害補償を受けることができることとなっている。

また、技能実習生を受け入れる場合には、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)等に基づき労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じることが実習実施機関等に義務づけられている。

(注4) 産地の農業者団体等が取組の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合はその結果も含む。

(注5) 農業生産工程管理(GAP)を実践する観点からの記録の保存期間。

(注6) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)第6条及び米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令(平成21年財務省令・農林水産省令第1号)第7条に基づく期間の記録の保存は法令上の義務。

ガイドラインにおける取組事項(その他の作物(食用))

<平成23年3月31日版>

1 食品安全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
ほ場環境の 確認と衛生 管理	1	ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止	・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
農薬の使用	2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)	・農薬取締法(昭和23年法律第82号)
	3	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	・「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」(平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)
	4	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法令上の義務)	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
	5	農薬散布時における周辺作物への影響の回避(法令上の義務)	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」(平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)
収穫以降の 農産物の管 理	6	農産物の清潔で衛生的な取扱い(法令上の義務)	・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
2 環境保全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
農薬による 環境負荷の 低減対策	7	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
	8	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) ・「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針について」(平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知)

	9	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	同上
	10	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	同上
	11	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「住宅地等における農薬使用について」(平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知)
肥料による環境負荷の低減対策	12	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	・地力増進基本指針(平成20年12月16日付け農林水産省公表) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	13	堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用	・家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針(平成19年3月30日付け農林水産省公表) ・平成23年農業技術の基本指針(平成23年2月25日付け農林水産省公表)
土壌の管理	14	堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	・地力増進基本指針(平成20年12月16日付け農林水産省公表) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	15	土壌の侵食を軽減する対策の実施(注1)	同上
廃棄物の適正な処理・利用	16	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施(法令上の義務)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	17	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避(法令上の義務)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号) ・悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
	18	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
エネルギーの節減対策	19	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	同上

生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	20	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施	・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号) ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針(平成20年2月21日農林水産省告示第254号)
3 労働安全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
危険作業等の把握	21	農業生産活動における危険な作業等の把握	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
農作業従事者の制限	22	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	同上
服装及び保護具の着用等	23	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	同上
作業環境への対応	24	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	同上
機械等の導入・点検・整備・管理	25	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) ・「農作業安全対策の推進について」(平成19年1月30日付け18生産第6674号農林水産省生産局長通知)
機械等の利用	26	機械、装置、器具等の適正な使用	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) ・「個別農業機械別留意事項」(平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局長通知)
農薬・燃料等の管理	27	農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)(注2)	・毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号) ・消防法(昭和23年法律第186号) ・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
事故後の備え	28	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)(注3)	・労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号) ・出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号) ・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号) ・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)

4 農業生産工程管理の全般に係る取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	29	農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	・「農業の現場における知的財産取扱指針」(平成19年8月15日付け農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成)
	30	登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務)	・種苗法(平成10年法律第83号) ・種苗法施行規則(平成10年農林水産省令第83号)
情報の記録・保管	31	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	
	32	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	33	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	34	種子・苗、肥料、農薬等の購入伝票等の保存	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) ・食品衛生法(昭和22年法律第233号)
	35	農産物の出荷に関する記録の保存(注4)	・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」(平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
生産工程管理の実施	36	以下の手順による生産工程管理の実施 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存(注5) 自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	・平成23年農業技術の基本指針(平成23年2月25日付け農林水産省公表)

記録の保存期間	37 上記の項目に関する記録について、以下の期間保存(注6) 農産物の出荷に関する記録については1～3年間(保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定) 農産物の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	左記の に関する法令等 ・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」(平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
---------	--	--

(注1) 土壌侵食を軽減する対策は、降雨や強風によって土壌が侵食を受け作土層が失われていくおそれがある場合に必要となる取組。

(注2) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示については、法令上の義務。

(注3) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定める要件を満たす事業については労災保険への加入手続は、使用者の義務とされている。

なお、自営農業者であっても、特別加入することによって災害補償を受けることができることとなっている。

また、技能実習生を受け入れる場合には、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)等に基づき労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じることが実習実施機関等に義務づけられている。

(注4) 農協等への販売の委託を行う場合、農業者は農協等に対して、記録の作成・保存を依頼等して差し支えない。

(注5) 産地の農業者団体等が取組の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合はその結果も含む。

(注6) 農業生産工程管理(GAP)を実践する観点からの記録の保存期間。

ガイドラインにおける取組事項(その他の作物(非食用))

<平成23年3月31日版>

1 環境保全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
ほ場環境の 確認と衛生 管理	1	ほ場の周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からのほ場の汚染防止	
農薬による 環境負荷の 低減対策	2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)	・農薬取締法(昭和23年法律第82号)
	3	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	・「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」(平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)
	4	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法令上の義務)	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
	5	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製	同上
	6	病虫害・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) ・「総合的病虫害・雑草管理(IPM)実践指針について」(平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知)
	7	発生予察情報の利用などにより病虫害の発生状況を把握した上での防除の実施	同上
	8	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	同上
	9	農薬散布時における周辺作物への影響の回避(法令上の義務)	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」(平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知) ・非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策について(平成18年4月28日付け18消安第1212号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)

その他の作物(非食用)

	10	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「住宅地等における農薬使用について」(平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知)
肥料による環境負荷の低減対策	11	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地力増進基本指針(平成20年12月16日付け農林水産省公表) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	12	堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針(平成19年3月30日付け農林水産省公表) ・平成23年農業技術の基本指針(平成23年2月25日付け農林水産省公表)
土壌の管理	13	堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地力増進基本指針(平成20年12月16日付け農林水産省公表) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	14	土壌の侵食を軽減する対策の実施(注1)	同上
廃棄物の適正な処理・利用	15	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施(法令上の義務)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	16	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避(法令上の義務)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号) ・悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
	17	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
エネルギーの節減対策	18	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	同上
特定外来生物の適正利用	19	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施(法令上の義務)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号) ・環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件(平成17年環境省告示第42号)

生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	20	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施	・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号) ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針(平成20年2月21日農林水産省告示第254号)
2 労働安全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
危険作業等の把握	21	農業生産活動における危険な作業等の把握	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
農作業従事者の制限	22	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	同上
服装及び保護具の着用等	23	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	同上
作業環境への対応	24	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	同上
機械等の導入・点検・整備・管理	25	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) ・「農作業安全対策の推進について」(平成19年1月30日付け18生産第6674号農林水産省生産局長通知)
機械等の利用	26	機械、装置、器具等の適正な使用	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) ・「個別農業機械別留意事項」(平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局生産資材課長通知)
農薬・燃料等の管理	27	農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)(注2)	・毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号) ・消防法(昭和23年法律第186号) ・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
事故後の備え	28	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)(注3)	・労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号) ・出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号) ・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号) ・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)

3 農業生産工程管理の全般に係る取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	29	農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	・「農業の現場における知的財産取扱指針」(平成19年8月15日付け農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成)
	30	登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務)	・種苗法(平成10年法律第83号) ・種苗法施行規則(平成10年農林水産省令第83号)
情報の記録・保管	31	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	
	32	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	33	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	34	肥料、農薬等の購入伝票等の保存	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
	35	農産物の出荷に関する記録の保存	
生産工程管理の実施	36	以下の手順による生産工程管理の実施 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存(注4) 自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	・平成23年農業技術の基本指針(平成23年2月25日付け農林水産省公表)
記録の保存期間	37	上記の項目に関する記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存(注5)	

- (注1) 土壌侵食を軽減する対策は、降雨や強風によって土壌が侵食を受け作土層が失われていくおそれがある場合に必要となる取組。
- (注2) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示については、法令上の義務。
- (注3) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定める要件を満たす事業については労災保険への加入手続は、使用者の義務とされている。
なお、自営農業者であっても、特別加入することによって災害補償を受けることができることとなっている。
また、技能実習生を受け入れる場合には、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)等に基づき労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じることが実習実施機関等に義務づけられている。
- (注4) 産地の農業者団体等が取組の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合はその結果も含む。
- (注5) 農業生産工程管理(GAP)を実践する観点からの記録の保存期間。

ガイドラインにおける取組事項(きのこ)

<平成23年3月31日版>

1 食品安全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
原木林、きのこ生産場所、きのこ関連施設の環境の確認と衛生管理	1	原木林、きのこ生産場所、きのこ関連施設やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止	・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
農薬の使用	2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)	・農薬取締法(昭和23年法律第82号)
	3	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	・「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」(平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)
	4	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法令上の義務)	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
	5	農薬散布時における周辺作物への影響の回避(法令上の義務)	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」(平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)
(菌床栽培の場合)培地への水の使用	6	菌床栽培の場合、培地に使用する水の確認	・「きのこの菌床製造管理基準の制定について」(平成4年4月8日付け4林野産第38号林野庁長官通知)
(菌床栽培の場合)菌床資材の使用	7	菌床栽培の場合、菌床資材、種菌の安全性の確認と適切な保管、取扱	同上
(菌床栽培の場合)機械・施設・容器等の衛生管理	8	菌床栽培の場合、培地調製、種菌接種等の衛生的な実施	同上
	9	菌床栽培の場合、菌床容器等の適切な保管	同上

	10	菌床栽培の場合、施設の温度・湿度等の環境条件の適切な管理	同上
収穫以降のきのこの管理	11	きのこの清潔で衛生的な取扱い(法令上の義務)	・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
乾燥加工時の管理	12	作業者の衛生管理の実施	同上
	13	乾燥加工施設における衛生的な水の使用	同上
	14	手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	同上
	15	収穫・運搬・乾燥に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄	同上
	16	乾燥加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理	同上
	17	収穫・運搬・乾燥時の汚染や異物混入を防止する対策の実施	同上
2 環境保全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
農薬による環境負荷の低減対策	18	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
	19	病害虫・雑草の発生しにくい環境づくり	・「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針について」(平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知)
	20	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号) ・「住宅地等における農薬使用について」(平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知)
廃棄物の適正な処理・利用	21	きのこ生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施(法令上の義務)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

	22	きのこ生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避(法令上の義務)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号) ・悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
	23	廃ぼだ木、廃菌床、作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	・環境基本法(平成5年法律第91号)
エネルギーの節減対策	24	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)
生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	25	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施	・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号) ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針(平成20年2月21日農林水産省告示第254号)
3 労働安全を主な目的とする取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
危険作業等の把握	26	きのこ生産活動における危険な作業等の把握	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
農作業従事者の制限	27	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57条) ・労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第308号) ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令33号) ・「チェーンソー取扱作業指針について」(平成21年7月10日付け基発0710第1号厚生労働省労働基準局長通知)
服装及び保護具の着用等	28	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) ・「チェーンソー取扱作業指針について」(平成21年7月10日付け基発0710第1号厚生労働省労働基準局長通知)
作業環境への対応	29	きのこ生産作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	・「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)

機械等の導入・点検・整備・管理	30	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理(法令上の義務を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・「農業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) ・「農業安全対策の推進について」(平成19年1月30日付け18生産第6674号農林水産省生産局長通知) ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57条) ・労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第308号) ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令33号) ・「チェーンソー取扱作業指針について」(平成21年7月10日付け基発0710第1号厚生労働省労働基準局長通知)
機械等の利用	31	機械、装置、器具等の適正な使用	<ul style="list-style-type: none"> ・「農業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) ・「個別農業機械別留意事項」(平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局生産資材課長通知) ・「チェーンソー取扱作業指針について」(平成21年7月10日付け基発0710第1号厚生労働省労働基準局長通知)
農薬・消毒剤・燃料等の管理	32	農薬、消毒剤、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)(注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号) ・消防法(昭和23年法律第186号) ・「農業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
事故後の備え	33	事故後のきのこ生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号) ・出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号) ・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号) ・「農業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
4 農業生産工程管理の全般に係る取組			
区分	番号	取組事項	取組事項に関連する法令等
技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	34	きのこ生産者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	・「農業の現場における知的財産取扱指針」(平成19年8月15日付け農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成)
	35	登録品種の種菌の適切な使用(法令上の義務)	<ul style="list-style-type: none"> ・種苗法(平成10年法律第83号) ・種苗法施行規則(平成10年農林水産省令第83号)
ボイラー及び圧力容器使用時の登録・主任の設置	36	ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者の設置(法令上の義務を含む)	・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令33号)

情報の記録・保管	37	きのこの生産場所の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	
	38	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
	39	菌床、原木、種菌、増収材、農薬等の購入伝票等の保存	・食品衛生法(昭和22年法律第233号)
	40	菌床栽培の場合、菌床資材及び工程別作業について記録し、保存	・「きのこの菌床製造管理基準の制定について」(平成4年4月8日付け4林野産第38号林野庁長官通知)
	41	ボイラー及び圧力容器の定期自主検査の記録の保存(法令上の義務)	・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令33号)
	42	きのこの出荷に関する記録の保存(注3)	・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」(平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
生産工程管理の実施	43	<p>以下の手順による生産工程管理の実施 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存(注4) 自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用</p>	・平成23年農業技術の基本指針(平成23年2月25日付け農林水産省公表)
記録の保存期間	44	<p>上記の項目に関する記録について、以下の期間保存(注5) きのこの出荷に関する記録については1～3年間(保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定) 菌床栽培における菌床資材、工程別作業の記録については3年間 ボイラー及び圧力容器の自主点検の記録については3年間 上記 から に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間</p>	<p>左記の に関する法令等 ・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」(平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知) ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令33号) ・「きのこ菌床製造管理基準の制定について」(平成4年4月8日付け4林野産第38号林野庁長官通知)</p>

- (注1) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示については法令上の義務。
- (注2) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定める要件を満たす事業については労災保険への加入手続は、使用者の義務とされている。
なお、自営農業者であっても、特別加入することによって災害補償を受けることができることとなっている。
また、技能実習生を受け入れる場合には、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)等に基づき労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じることが実習実施機関等に義務づけられている。
- (注3) 農協等への販売の委託を行う場合、農業者は農協等に対して、記録の作成・保存を依頼等して差し支えない。
- (注4) 産地の農業者団体等が取組の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合はその結果も含む。
- (注5) 農業生産工程管理(GAP)を実践する観点からの記録の保存期間。